



配偶者の国民年金加入の届出をお忘れなく

被扶養者である配偶者の国民年金に関する届は、共済組合を経由する場合と、ご自分で直接届出をしなければならない場合があります。

被扶養者の認定を共済組合へ申請する際は、同時に国民年金第三号被保険者届を提出していただき、共済組合を経由しますが、次のような場合は、皆さんの配偶者がご自分で住所地の市区町村にある国民年金窓口または、住所地を管轄する年金事務所(旧社会保険事務所)の国民年金窓口へ届出をしなければなりません。

なお、この届出がなされませんと、国民年金の加入期間に未納期間が生じることとなり、年金の受給資格や年金額に影響が出るようになりますので、くれぐれも届出もれのないようご注意ください。

配偶者が、収入の増加等により被扶養者でなくなった場合は、
国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届出が必要です。
(厚生年金等の被保険者になった場合は除きます)

組合員が退職して国民年金第一号被保険者になる場合は、
被扶養者であった配偶者も国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届出が必要です。
(組合員が退職し、共済組合の任意継続組合員となっている場合も同様です)

組合員が65歳に達した場合は、
組合員が在職中であっても国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届出が必要です。

参考 国民年金被保険者の種別

- 国民年金第一号被保険者 …… 農業、自営業、学生等で第二号および第三号被保険者以外の20歳以上60歳未満の方
- 国民年金第二号被保険者 …… 共済組合の組合員や厚生年金の被保険者(65歳以上の方は除く)
- 国民年金第三号被保険者 …… 第二号被保険者(65歳以上の方は除く)に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

国民年金第三号被保険者の届出もれの救済

第三号被保険者の届出もれの期間については、過去2年間しか認められませんでした。平成17年4月以降は年金事務所(旧社会保険事務所)で手続きをすれば、2年前以前の期間も保険料納付済み期間に算入されることになりました。届出方法など詳しいことは、年金事務所(旧社会保険事務所)へお問い合わせください。